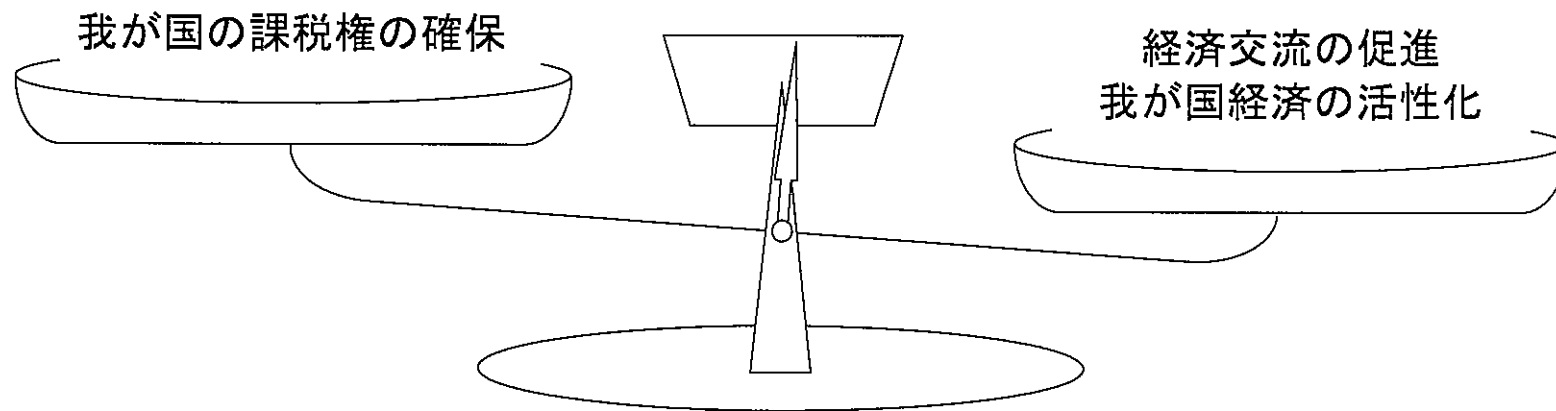


（ 平18. 6. 2
総 46 — 4
基礎小 55—4 ）

資 料

（国際課税）

国際課税の役割



《新たな要因》

- + 経済のグローバル化・電子化等による経済活動の複雑化・多様化
- + 我が国を含む各国の税制が企業活動によりストレートかつダイナミックに影響

⇒ 国際課税の分野では、このような経済実態を十分に認識した上で、国内法上の必要な措置を講じるとともに、租税条約ネットワークの拡充を図ることが求められる。

国内法に定める国際課税

(1) 我が国の課税権の範囲（外国法人・非居住者課税（1899年～）等）	3
(2) 外国税額控除制度（1953年～）	4
(3) 外国子会社合算税制（1978年～）	5
(4) 移転価格税制（1986年～）	6
(5) 過少資本税制（1992年～）	7
(6) その他の措置	8

《国内法改正にあたっての3つの視点》

- ① 経済活動の実態の変化への対応
- ② 税の公平性・中立性の確保／租税回避行為への対応
- ③ 確実な執行の確保・手続の整備

我が国の課税権の範囲

⇒ 我が国において課税の対象としているのは、居住者・内国法人の場合には全世界所得、非居住者・外国法人の場合には国内源泉所得。

我が国課税権の範囲



居住者・内国法人： 全世界所得課税（①＋②）

非居住者・外国法人： 国内源泉所得のみ課税（③）

所得源泉地	
日本	外国
①国内源泉所得	②国外源泉所得
③国内源泉所得	④国外源泉所得

○ 各国の課税権が競合すると、国際的な二重課税が発生することとなるが（上記②、③の領域）、その調整は原則として居住地国が行うこととされており、我が国は、②に係る課税について、外国税額控除制度により調整することとしている。

最近改正した主な事項

- ・ 非永住者制度（居住者に係る全世界所得課税の例外となる制度）の見直し（平成18年度改正）
- ・ 租税条約上の情報交換の活用による国外源泉所得（②）の把握（平成15・18年度改正）

今後の検討課題

- ・ 外国法人・非居住者が我が国における活動から得た所得に対する適切な課税を確保（ダブルSPC（特別目的会社）への対応、及び、これと足並みを揃える形での国内源泉所得の見直し等）

外国税額控除制度

居住者・内国法人は全世界所得に課税されるため、国外源泉所得に対して源泉地国で課税される部分は、二重課税が発生することになる。

⇒ 外国税額控除制度は、国際的な二重課税を排除するため、外国で納付した外国税額を、我が国で納付する税額から控除することを認める制度。

○ ただし、控除を認める額について、国外源泉所得に対応する我が国での税額を限度とする等、一定の限度が設けられている。

(例) 全世界所得が100（国内源泉所得40＋国外源泉所得60）の日本企業は、本来我が国では30（ $100 \times 30\%$ ：法人税率は内外とも30%と仮定）を法人税として納付すべきところ、仮に当該法人が国外源泉所得に対応する18（ $60 \times 30\%$ ）の法人税を海外で納付していた場合、海外で納付した額を日本の法人税額から控除することが認められ、日本での実際の納付税額は12（ $30 - 18$ ）となる。

最近改正した主な事項

- ・ 控除の対象となる外国法人税等の範囲の適正化（平成13年度改正）

今後の検討課題

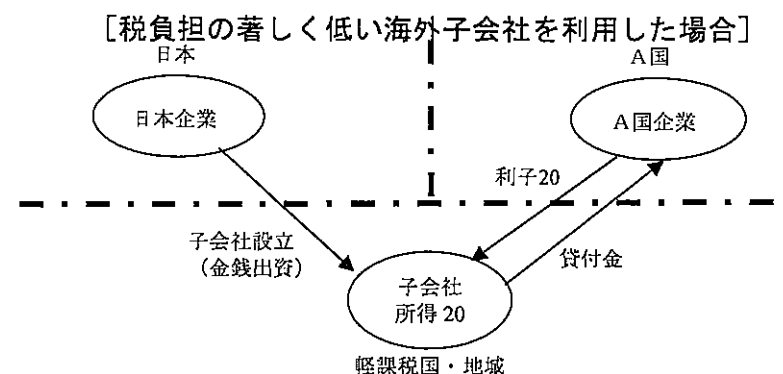
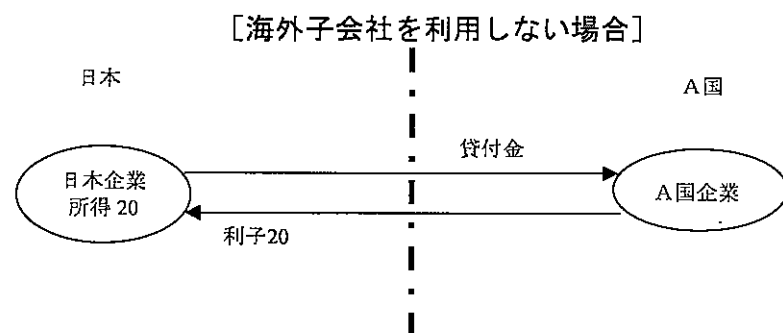
- ・ グローバルに活躍する我が国企業の国際競争力を確保し、我が国経済の発展への貢献を促す観点を踏まえつつ、制度を利用した租税回避行為（控除枠の彼我流用等）に適切に対応

外国子会社合算税制

我が国企業の国外源泉所得について、海外に子会社を設立し、そこに利益を留保することとすれば、我が国での課税を免れる（我が国企業が配当として受け取るまで課税を繰り延べる）ことが可能となる。

⇒ 外国子会社合算税制は、このような海外子会社を利用した租税回避行為に対処するため、税負担の著しく低い海外子会社に留保された所得を、その持分に応じて、我が国親会社の所得に合算して課税することにより課税の繰延を防止する制度。

○ ただし、海外子会社が実体のある事業を行っている等、一定の条件（適用除外基準）を満たす場合は、合算課税は行わない。



最近改正した主な事項

- ・ 地域統括会社に対応するため、合算課税の対象となる留保所得の範囲を緩和（平成17年度改正）
- ・ 外国信託を適用対象に追加、合算課税所得の損金算入期間の延長（平成17年度改正）

今後の検討課題

- ・ グローバルな経済環境の中での企業の活動実態を踏まえ、合算対象子会社の範囲の見直し等の適正化を図る

移転価格税制

我が国企業と海外の関連企業との間の取引において、その取引価格を通常の価格とは異なる額（移転価格）に設定すれば、一方の利益を他方に移転することが可能となる。

□⇒ 移転価格税制は、このような海外の関連企業との間の取引を通じた所得の海外移転を防止するため、移転価格に代えて通常の取引価格（いわゆる「独立企業間価格」）を用いて所得を計算し課税する制度。

○ 現行法における独立企業間価格の算定方法としては、OECD租税委員会が策定している移転価格ガイドラインに規定され国際的に認められた方法と平仄を合わせ、5つの方法（①独立価格比準法（CUP法）、②再販売価格基準法（RP法）、③原価基準法（CP法）、④利益分割法（PS法）、⑤取引単位営業利益法（TNMM））が規定されている。

最近改正した主な事項

- ・ 独立企業間価格の算定方法に取引単位営業利益法（TNMM）を追加（平成16年度改正）
- ・ 推定課税の際の算定方法に利益分割法（PS法）と取引単位営業利益法（TNMM）に対応する方法を追加（平成18年度改正）

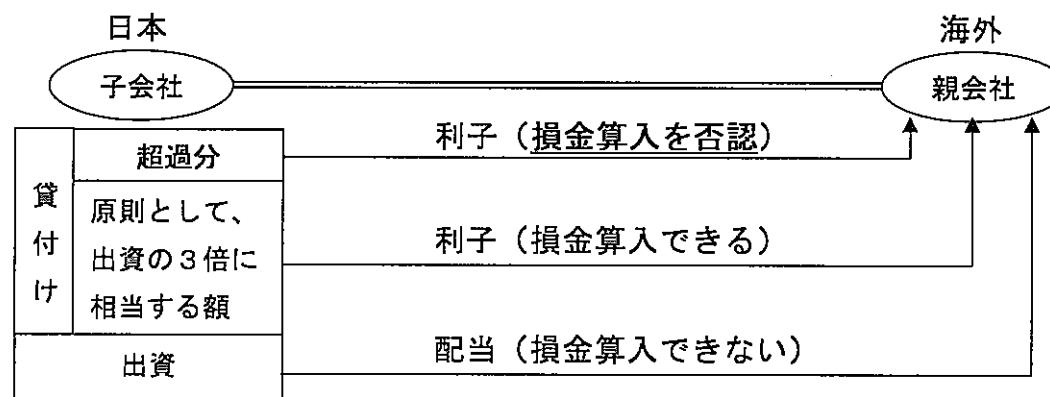
今後の検討課題

- ・ 事前確認制度（APA）の活用等、企業活動における移転価格課税に係る不確実性を最大限排除する環境を整備する

過少資本税制

我が国企業が海外の関連企業から資金を調達するに際し、出資を受ける（関連企業への配当は損金算入できない）ことに代えて貸付を受ける（関連企業への支払利子は損金算入できる）ことを多くすれば、我が国での税負担を軽減することが可能となる。

⇒ 過少資本税制は、海外の関連企業から過大な貸付を受け入れることによる我が国企業の租税回避を防止するため、出資と貸付の比が一定割合を超える部分の支払利子につき損金算入を認めないこととする制度。



最近改正した主な事項

- ・ 海外から調達した資金がそのまま他のレポ取引に用いられるような場合等につき対象となる負債利子の範囲を緩和（平成18年度改正）
- ・ 過少資本税制の対象となる負債利子の範囲に一定の保証料等を追加（平成18年度改正）

今後の検討課題

- ・ グローバルな経済環境の中での企業の活動実態を踏まえ、対象となる負債利子の範囲の見直し等の適正化を図る

その他の措置

(1) 手続きの簡素化

- 租税条約の適用手続の簡素化等（平成17年度改正）

(2) 非居住者・外国法人が受け取る利子所得に対する主な非課税措置

- 振替国債の利子（平成11年～）
- オフショア勘定において経理された利子（いわゆる「外—外取引」）（昭和61年～）
- 外国金融機関が受け取るクロスボーダーのレポ取引に係る利子（平成14年～）

(3) 租税回避行為の防止・確実な執行の確保のための措置

- 非居住者又は外国法人の不動産関連株式等の譲渡益課税（平成17年度改正）
不動産を保有している会社の株式を売買する形態での不動産譲渡に係る譲渡益が課税できないこととなっていたことへの対応
- 非居住者又は外国法人の事業譲渡類似株式の譲渡益課税（平成17年度改正）
ファンド形態での投資による事業譲渡類似の株式譲渡に係る譲渡益が課税できないこととなっていたことへの対応
- 民法組合等の外国組合員に対する源泉徴収（平成17年度改正）
外国組合員が受け取る組合事業からの利益の配分を申告納税前に源泉徴収することにより、確実な執行を確保

今後の検討課題

- (1) 多様な事業体を通じたクロスボーダーの活動に対する適正な課税の確保
 - 新信託法、金融商品取引法（投資サービス法）が規定する新しい信託等の仕組みに対応
 - 外国の法律に基づいて設定された信託が我が国で行う事業や資産の運用から生ずる所得に対する課税のあり方（非居住者・外国法人が得る我が国源泉の所得に対する課税との整合性）
- (2) 国際的な租税回避行為の防止
 - 新会社法により新たに可能となるクロスボーダー組織再編を通じた租税回避機会の拡大、特に、例えば以下のような租税回避行為への対応
 - ・ 企業活動実態は変えずに企業の所有を国外に移転するいわゆる「コーポレート・インバージョン」（corporate inversion）による租税回避行為（タックス・ヘイブンに設立した子会社を親会社化することによって、外国子会社合算税制の適用を免れる行為等）
 - ・ 非居住者に対する内国法人の株式の譲渡益課税について、その内国法人の株式を外国法人の株式に転換することにより、譲渡益課税を免れる行為
 - タックス・シェルター（Tax Shelter）等の最近の諸外国の国際課税に関する制度に対する検討

租税条約

正式名称： 「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための
日本国政府と〇〇国政府との間の条約」

《主な内容》

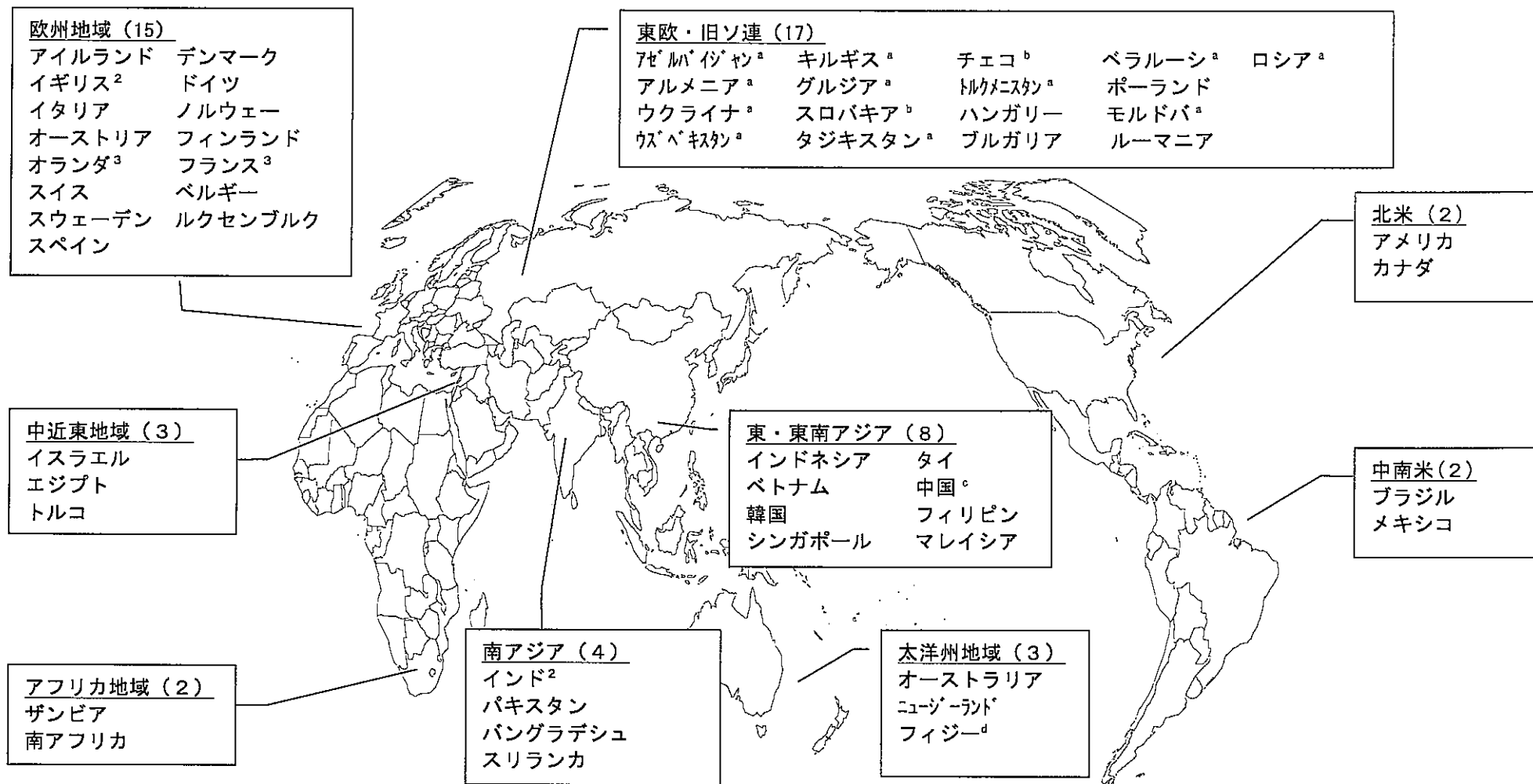
- ・ 経済交流の促進に資する規定
 - － 両国間の課税権の調整（特に投資所得を中心に、源泉地国での課税を軽減）
 - － 二重課税の回避
- ・ 脱税防止（条約濫用を防止する措置等）に係る規定
- ・ 税務当局間の情報交換、相互協議に係る規定

《交渉相手国選定にあたっての主な視点》

- ① 両国間の経済交流の深度
- ② 我が国企業が相手国で得る投資所得に対する相手国の税率の水準
- ③ 進出先国における我が国企業と他国企業との間の競争条件のバランス
- ④ 現行租税条約において是正すべき事項の有無

我が国の租税条約ネットワーク

(45 条約、56 カ国適用／平成 18 年 6 月現在)



- (注) 1. a 旧ソ連との条約が承継されている。 b 旧チェコ・スロバキアとの条約が承継されている。
 c 香港、マカオには適用されない。 d フィジーにはイギリスとの原条約が承継されている。
 2. イギリス、インドとは条約改正につき 2006 年 5 月に国会にて承認されており、今後、それぞれの国と外交上の公文の交換を経て、発効される。
 3. 現在オランダ、フランス、フィリピンと条約改正交渉中である。

最近の租税条約改正の主なポイント

日米条約（全面改正）
（平成 16 年 3 月に発効）

日英条約（全面改正）
（平成 18 年 2 月に署名）

日印条約（部分改正）
（平成 18 年 2 月に署名）

（１）投資所得の源泉地国課税（限度税率）の引下げ

		旧条約	現行条約
配当	一般	15% →	10%
	親子間	10% →	免税又は 5%
利子		10% →	10%（一般） 免税（金融機関等）
使用料		10% →	免税

現行条約	新条約
15% →	10%
10% →	免税又は 5%
10% →	10%（一般） 免税（金融機関等）
10% →	免税

現行条約	新条約
15% →	10%
15%（一般） 10%（銀行） →	10%
20% →	10%

（２）その他

- 条約濫用を防止する措置の導入
 - イ 「特典条項」 の導入
 - ロ 匿名組合への適正な課税の確保
- 多様な事業体への対応

- 条約濫用を防止する措置の導入
 - イ 「特典条項」 の導入
 - ロ 匿名組合への適正な課税の確保
- 多様な事業体への対応

○ みなし外国税額控除規定の削除

（注）みなし外国税額控除とは、開発途上国が経済開発促進のために減免した税額を納付したものとみなして、外国税額控除の対象とすることを認めるもの。